

男女の賃金差異の公表について



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）により、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、男女の賃金の差異が情報公表が義務付けられています。下記の通り、当社の男女の賃金差異を公表いたします。

男女の賃金差異

	男女賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	77.37%
正社員	93.05%
契約社員	95.69%

従業員の男女比率

対象期間：2025年度（2025年4月～2026年3月）

	女性	男性
正社員	59%	41%
(うち幹部職)	43%	57%
契約社員	80%	20%

2025年3月31日現在

男女の賃金差額についての原因

当社では契約社員の女性比率が高いため、全労働者の男女の賃金差異において差が出ていると考えられます。